	その他のもの					
	貝柱及びいか					
	うに、くらげ及びなまこ					
	うに					
	くらげ					
	その他のもの					
	その他のもの					
	はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）					
	その他のもの					
	はまぐり（乾燥したものに限る。）					
	その他のもの	X	B 10	九％	X	R
	第四類					
○四・○一	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品					
	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）					
○四・○二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	X	B 5	五・三％		
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）					
○四〇二・二一	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）	X	B 10	七％		
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの					
○四〇二・二九	その他のもの	X	B 7	七％	R	X
	その他のもの					
○四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えたもの					
	脂肪分が全重量の七・五％を超えるもの					
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム					
	その他のもの					
○四〇二・九九	その他のもの					
	脂肪分が全重量の八％を超えるもの					
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム					
	その他のもの					
	その他のもの					
○四・○三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）					
○四〇三・一〇	ヨーグルト					
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）	X	B 10	九％	X	R
	その他のもの					
○四〇三・九〇	その他のもの					
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	X	B 10	七％	X	X
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド					
○四・○六	チーズ及びカード					
○四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）					
	及びカード					
	乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）	X	B 10	九％	X	R
	その他のもの					

○四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類は問わない。）					
○四〇六・三〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）					
○四〇六・四〇	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ					
○四〇六・九〇	その他のチーズ	X	B 15	二〇％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	X	X
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）					
	ふ化用のもの					
	その他のもの					
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					
	卵黄					
○四〇八・一一	乾燥したもの	R	A	一八・八％	R	R
○四〇八・一九	その他のもの					
	その他のもの					
○四〇八・九一	乾燥したもの	X	B 15	二一・三％（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	X	X
○四〇八・九九	その他のもの					
○四〇九・〇〇	天然はちみつ	Q	B 15	二一・三％（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A	Q
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					
	第五類					
	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	A				
	第六類					
	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	A				
	第七類					
○七・〇一	食用の野菜、根及び塊茎					
	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	B 10	三％	A	A
○七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
	たまねぎ及びシャロット					
○七〇三・一〇	たまねぎ					
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	A	B 15	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五％の従価税率より高いときは、当該従価税率）	A	A
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの					
	シャロット					